熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託仕様書

1　業務名

熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託

2　事業形態

熊谷市（以下「発注者」という。）及び運行業務受託事業者（以下「受注者」という。）は、この仕様書に基づく運行業務等に関する委託契約を締結し、受注者は、国土交通大臣から道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第２号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けて運行する。

3　委託期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間とする。

4　業務内容

別紙「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画」参照

5　運行車両

⑴　車両の準備

受注者が車両を準備して維持管理すること。

⑵　車両の仕様（運転手を含む。）及び運行ルート

ア　バスの仕様及び運行ルートについては､午前７時４０分から午前８時までの間に、妻沼東小学校へ安全に到着できる内容で提案する事。

なお、提案の参考とするため、別紙３に熊谷市教育委員会の案を示す。

イ　冷暖房のほか、シートベルト、ドライブレコーダー等の車両安全装置を有すること。

⑶　受注者が日常的に維持管理を行うとともに、運行車両の車検及び故障等により車両を使用できない場合には、受注者の予備車両で対応すること。

なお､その際には､車椅子利用者等に対してのサービスは怠らないようにすること。

⑷　送迎時のスクールバスの用途が分かるよう、マグネットの看板、掲示物等を設置すること。

⑸　常に安心、安全な運行が図られるよう、点検整備や清掃を行うこと。

6　運行路線

別紙｢熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画｣に基づいた路線を基準とするが、今後の検討により乗降場所の変更等を含むものとする。

7　乗降場所、運行ダイヤ、運行便数

別紙「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画」参照

８　利用料（運賃）
　無料とする。

９　運行経費
⑴　特定旅客自動車運送事業に関する経費
⑵　児童乗降時の人員確認及び欠席確認に関する経費
⑶　緊急時の対応に関する経費
⑷　前３号に規定するもののほか、別紙「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画」に係る必要な業務の経費

10　業務の報告
　受注者は、スクールバスの利用状況を記録し、電子データにより翌月の１０日までに発注者に報告すること。

11　委託料の支払等
　受注者は、発注者の指示に従い、発注者へ請求書を速やかに提出すること。
　なお、支払は１か月ごととする。

12　損害賠償
　受注者は、スクールバスの運行の実施に当たり、利用者の生命、身体及び財産に損害を与えたとき、又は利用者以外の第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

13　緊急時（事故発生等）の対応
　受注者は、運行業務の実施に当たり、次のいずれかに該当するときは、迅速かつ適切な処置をとるとともに、直ちに発注者へ連絡し、後日書面で報告すること。
⑴　天災、交通事故その他やむを得ない理由により運行に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。
⑵　利用者が交通事故等により生命、身体及び財産に損害が及んだとき。

14　その他
⑴　受注者は関係法令遵守の上、運行業務を遂行すること。
⑵　スクールバスとしての利用を優先し、児童の安全に十分注意すること。
⑶　委託期間中に発生したスクールバスの運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受注者が負う。
⑷　発注者が必要に応じて行うＰＲパンフレットや利用者アンケート等の調査の実施に協力すること。
⑸　利用者数の増減による各路線の延伸、乗降場所の増設・変更、時刻の変更等については、必要に応じ対応すること。

⑹　受注者は、別紙企画提案書の業務を遂行する。なお、業務内容によっては、発注者と協議の上決定するものとする。